【様式２―③】

規制の事前評価書（簡素化 C）

法 令 案 の 名 称：重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（自衛隊法の一部改正関係）

規 制 の 名 称：加害関係電子計算機の管理者その他関係者に対する命令に関する規定の整備

規 制 の 区 分：■新設　拡充　□緩和　□廃止

担 当 部 局：防衛省整備計画局サイバー整備課

評 価 実 施 時 期：令和７年１月

★　本様式を利用するに当たり、下記要件viを満たしていると判断される理由を記載してください。

（該当要件）

vi（規制の対象区域・内容が予測又は特定できないもの）

（該当理由）

・　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（仮称。以下「整備等法」という。）により改正されることとなる自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）の規定に基づき、内閣総理大臣は、一定の場合において、一定の要件を満たすため自衛隊が対処を行う特別の必要があると認めるときは（詳細は後述。）、自衛隊の部隊等に被害を防止するために必要な電子計算機の動作に係る措置であって電気通信回線を介して行うもの（以下「通信防護措置」という。）を実施することを命ずることができることとなる。通信防護措置を命ぜられた部隊等は、警察と共同して当該措置を実施するとともに、その執行について、整備等法による改正後の警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号。以下「改正後警職法」という。）の必要な規定を準用することとする。

・　また、自衛隊又は日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用する一定の電子計算機を情報技術を用いた不正な行為から職務上警護する自衛官の職務の執行についても、改正後警職法の必要な規定を準用することとする。

・　そのため、通信防護措置を命ぜられた部隊等の自衛官、上記の一定の電子計算機を情報技術を用いた不正な行為から職務上警護する自衛官等は、改正後警職法の規定を読み替えて準用することにより、それぞれ一定の要件を満たすため緊急の必要があるときは、そのいとまがないと認める特段の事由がある場合を除きサイバー通信情報監理委員会の承認を得た上で、防衛大臣の指揮を受けて、加害関係電気通信等の送信元等である電子計算機（以下「加害関係電子計算機」という。）の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置であって電気通信回線を介して行う電子計算機の動作に係るものをとることを命じることができることとなる。

・　この点、上記の自衛官等による命令の対象となる関係者の範囲や命令の内容等については、いわゆるサイバー攻撃の規模、態様等により大きく異なることから、事前評価を行うことに限界がある。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
vi	**規制の対象区域・内容が予測又は特定できないもの （様式2―③）** ・ 災害発生時に発動される規制のように、災害の種類・程度により規制の対象区域・内容が大きく異なることから、事前評価を行うことに限界があるもの

1　規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞（自衛隊法改正案の概要）

・　内閣総理大臣は、特定重要電子計算機（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（以下「新法」という。）に規定する重要電子計算機のうち一定のものをいう。）に対する特定不正行為（新法に規定する特定不正行為をいい、電気通信回線を介して行われるものに限る。）であって、本邦外にある者による特に高度に組織的かつ計画的な行為と認められるものが行われた場合において、当該特定不正行為により特定重大支障（特定重要電子計算機の機能の停止又は低下であって、当該機能の停止又は低下が生じた場合に、当該特定重要電子計算機に係る事務又は事業の安定的な遂行に容易に回復することができない支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を著しく損なう事態が生ずるものをいう。）が生ずるおそれが大きいと認められ、かつ、当該特定重大支障の発生を防止するために自衛隊が有する特別の技術又は情報が必要不可欠であること等により自衛隊が対処を行う特別の必要があると認めるとき（国家公安委員会からの要請又はその同意がある場合に限る。）は、自衛隊の部隊等に通信防護措置を実施することを命ずることができることとする。

　通信防護措置を命ぜられた部隊等は、警察と共同して当該措置を実施するとともに、その執行について、改正後警職法の必要な規定を準用することとする。

・　また、自衛隊又は日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用する一定の電子計算機を情報技術を用いた不正な行為から職務上警護する自衛官の職務の執行についても、改正後警職法の必要な規定を準用することとする。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

・　サイバー空間の安全かつ安定した利用、特に国や重要インフラ等の安全等を確保するため、国家安全保障戦略（令和４年 12 月 16 日閣議決定）においては、我が国のサイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させることとされた。

・　具体的には、武力攻撃に至らないものの、国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、これを未然に排除し、また、このようなサイバー攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するため、能動的サイバー防御を導入し、以下のアからウまでを含むこれに必要な措置の実現に向け検討することなどとされた。

　ア　重要インフラ分野を含め、民間事業者等がサイバー攻撃を受けた場合等の政府への情報共有や、政府から民間事業者等への対処調整、支援等の取組を強化するなどの取組を進める。

　イ　国内の通信事業者が役務提供する通信に係る情報を活用し、攻撃者による悪用が疑われるサーバ等を検知するために所要の取組を進める。

　ウ　国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃について、可能な限り未然に攻撃者のサーバ等への侵入・無害化ができるよう、政府に対し必要な権限が付与されるようにする。

・　こうした「我が国のサイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる」という政策目的を達成するため、上記ア及びイに係る制度整備については別途検討しているところであるが、ウに係る権限の付与のための法制度整備を行うことが必要不可欠である。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

・　通信防護措置を命ぜられた部隊等の自衛官、自衛隊又は日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用する一定の電子計算機を情報技術を用いた不正な行為から職務上警護する自衛官等は、改正後警職法の規定を読み替えて準用することにより、それぞれ、特定重要電子計算機に対する特定不正行為に用いられる電気通信等

若しくはその疑いがある電気通信等又は自衛隊若しくは日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用する一定の電子計算機に対する情報技術を用いた不正な行為を生じさせる電気通信等若しくはその疑いがある電気通信等（以下単に「加害関係電気通信等」という。）を認めた場合であって、そのまま放置すれば人の生命、身体又は財産に対する重大な危害が発生するおそれがあるため緊急の必要があるときは、そのいとまがないと認める特段の事由がある場合を除きサイバー通信情報監理委員会の承認を得た上で、防衛大臣の指揮を受けて、加害関係電子計算機の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置であって電気通信回線を介して行う電子計算機の動作に係るものをとることを命じることができることとする。

2　効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

・　上記１の＜必要となる規制新設・拡充の内容＞のとおり、通信防護措置を命ぜられた部隊等の自衛官、自衛隊又は日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用する一定の電子計算機を情報技術を用いた不正な行為から職務上警護する自衛官等に、加害関係電子計算機の管理者その他関係者に対する命令に係る権限を付与することで、当該管理者等による当該命令に従った措置の実施により、攻撃者の意思次第で瞬時に敢行され、多方面に被害を拡大させることも容易という特徴を持つサイバー攻撃による人の生命、身体又は財産に対する重大な危害の未然防止・拡大防止を図ることが可能となるため、その効果は極めて大きい。

・　また、整備等法による改正後の自衛隊法及び読み替えて準用する改正後警職法の規定に基づき、上記の自衛官等は、自ら危害防止のため通常必要と認められる措置であって電気通信回線を介して行う電子計算機の動作に係るものをとることも可能である一方、加害関係電子計算機の管理者等が措置を講ずる方が当該措置による影響をより低減することが可能となる場合も想定される。

3　負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

・　整備等法による改正後の自衛隊法及び読み替えて準用する改正後警職法の規定に基づき、通信防護措置を命ぜられた部隊等の自衛官、自衛隊又は日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用する一定の電子計算機を情報技術を用いた不正な行為から職務上警護する自衛官等が措置を命じた場合、加害関係電子計算機の管理者等には、その命令に従う法的義務が生じることとなり、これに対応する事務的負担が発生する。なお、自衛官等による命令の対象となる関係者の範囲や命令の内容等については、いわゆるサイバー攻撃の規模や種類、態様等により大きく異なるため、これによる負担を定量的に示すことは困難である。

＜行政費用＞

・　本改正により、サイバー通信情報監理委員会の事前承認に係る事務が発生するが、殊更な行政費用は発生しない。

＜その他の負担＞

・　該当なし

4　利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した　□意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

・

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

・主な意見内容は以下のとおり。

○　武力攻撃事態に至らない状況下において、重大なサイバー攻撃による被害の未然防止・拡大防止を目的とした、攻撃者サーバ等へのアクセス・無害化を行う権限を政府に付与することは必要不可欠であり、我々が価値創造するための安全なサイバー空間を守る観点から極めて重要な取組。

○　新たな権限を制度化するに当たっては、既存の法執行システムとの接合性や連続性を意識しつつも、サイバー空間の特徴を踏まえた実効的な制度とする必要。

○　新たな制度の目的が、被害の未然防止・拡大防止であることを踏まえると、新たな権限執行には、緊急性を意識し、事象や状況の変化に臨機応変に対処可能な制度とする必要。

○　法形式としては、個別の要件を法定し、あらかじめ具体的な手法を法律上にメニューとして用意するという形の法制度ではなく、目前に存在する危険に対して、状況に応じた危害防止のための措置を即時的に実施することを可能とする法制度とすべき。他方、こうした措置は、比例原則を遵守し、必要な範囲で実施されるものとする必要。

○　必要に応じて関係機関が相互に連携することを含め、危害防止のために臨機応変かつ組織的に対処する際に機能してきた警察官職務執行法を参考としつつ、その適正な実施を確保するための検討を行うべき。

○　平時と有事の境がなく、事象の原因究明が困難な中で急激なエスカレートが想定されるなどのサイバー攻撃の特性から、制度全体としては、事態を細かく区切り事態を認定するという従来の事態認定方式ではなく、武力攻撃事態に至らない段階から我が国を全方位でシームレスに守るための制度の構築が必要。

○　権限の執行主体は、現に組織統制、教育制度等を備え、サイバー脅威への対処に関する権限執行や武力攻撃事態等への備えを行っている、警察や防衛省・自衛隊とし、その保有する能力・機能を十全に活用すべき。今般の措置は武力攻撃事態に至らない状況下における対処となることから、まずは警察が、公共の秩序維持の観点から特に必要がある場合には自衛隊もこれに加わり、共同で実効的に措置を実施できるような制度とすべき。

＜関連する会合の名称、開催日＞

・サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議

第１回会議：令和６年６月７日（金）

第１回アクセス・無害化措置に関するテーマ別会合：令和６年７月１日（月）

第２回会議：令和６年７月８日（月）

第２回アクセス・無害化措置に関するテーマ別会合：令和６年７月２４日（水）

第３回会議：令和６年８月６日（火）

第３回アクセス・無害化措置に関するテーマ別会合：令和６年８月２７日（火）

第４回会議：令和６年１１月２９日（金）

＜関連する会合の議事録の公表＞

・https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html

５　事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

・

＜上記以外の法令案＞

・　　本改正については、施行から５年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

・